

○入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝文

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 県立こころの医療センター中央監視装置更新工事
- (2) 工事場所 県立こころの医療センター 茨城県笠間市旭町地内
- (3) 工事概要 中央監視装置更新一式
- (4) 工 期 180 日間

2 担当部局

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 電話 0296-77-1151 FAX 0296-77-1739
経理課

3 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 473 号）に基づく一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。ただし、入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 令第 167 条 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (5) 令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に電気通信工事が登載され、かつ建設業の許可を受けているものであること。
- (6) 茨城県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに国内において完成した国、地方公共団体、医療機関が発注した同種の設置若しくは更新工事（ただし、軽微な請負代金額が 500 万円未満（税込み）の工事）は実績として認めない。）を元請けとして、同規模以上の施工をした実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任できること。

ア 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係があるものであること。競争参加資格確認申請にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請以前に 3 月以上の雇用関係）があることを証する書類の写しを提出すること。

イ 電気通信工事について、建設業法第 26 条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。

ウ 電気通信工事について、建設業法第 26 条第 2 項に基づき監理技術者として配置される場合は監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

エ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である者は認めない。

オ 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等である者は認めない。

カ 現在、他の工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に配置できること。

キ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。

(9) 電気通信工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

4 資料の提出、入札及び届け出の方法

この工事は、電子調達システムを使用しない案件である。

5 入札説明書の公告期間及び場所

茨城県立こころの医療センターホームページ

期間 公告の日から令和 7 年 6 月 18 日（水）まで

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp/news/bidding/>

6 競争参加資格の確認等

(1) 本工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各 1 部を提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

ア 申請書等の提出方法、提出日時

提出方法 1 部を持参、郵送又は電子メールとする。

提出期限 令和 7 年 6 月 19 日（木）16 時まで必着

（郵送による場合：簡易書留郵便に限る。）

イ 提出先 2 の担当事務所 経理課（入札手続関係）

(2) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

7 設計図書の閲覧等

上記 5 に同じ

8 入札手続等

(1) 開札日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 6 月 30 日（月） 午前 10 時 30 分

イ 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホール C

(2) 提出方法

入札書は、(1)の日時に持参により行うものとし、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤または積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起でき

(8) 入札執行回数は、2 回とする。初度の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1 回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に再度入札のための入札書を持参すること。なお再度入札のための内訳書の提出は不要とする。

(9) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者または代理人は見積書を持参すること。なお見積合わせのための内訳書の提出は不要とする。

9 予定価格

事前公表しない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

免除する。

13 請負契約書の要否

要

14 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ア 入札について不正の行為があった場合
 - イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
 - ウ 指定の日時までに到達しない場合
 - エ 入札書を2通以上提出した場合
 - オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
 - カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
 - キ 内訳書の内容に不備が認められた場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 開札日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。
- (5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、8(8)のとおり再度入札等を行うこととする。

- 16 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
- 無

17 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、4により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、3の競争参加資格を満たしていなければならない。

18 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了承を得ること。
- (4) 入札を辞退する場合は、2の担当部署へ辞退届を提出すること。
- (5) 詳細は入札説明書による。